令和５年度【和歌山】特別教員臨時中央審査会　実施要項

１．主　　催　公益財団法人全日本弓道連盟
２．主　　管　和歌山県弓道連盟
３．期　　日　令和５年８月１１日（金）
４．会　　場　田辺市立弓道場
〒646-0058　和歌山県田辺市目良４２番地１号
ＴＥＬ：０７３９－２４－８６２６
ＪＲ「紀伊田辺駅」よりタクシー利用で約１０分。
ＪＲ「芳養駅」より徒歩約２０分。
阪和自動車道「紀伊田辺ＩＣ」より車利用で約５分。
５．審査種別　初段・弐段・参段・四段・五段・六段・錬士
６．受審資格　現在、学校及び教育委員会に在籍する教職員で、次の事項に該当する者。
（１）幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教職員。
非常勤講師は年間任用者で授業を担当している者。
常勤の事務職員は受審できない。
（２）大学及び高等専門学校の在籍は、教授、准教授、助教、助手及び講師で常勤している者。
常勤の事務職員は受審できない。
（３）教育委員会の在籍は、教員身分の指導主事及び指導員で常勤している者。
（４）第５４回全日本教職員弓道選手権大会に参加予定の者。
（５）弐段　令和５年３月１１日までの初段合格者
参段　令和５年３月１１日までの弐段合格者
四段　令和５年３月１１日までの参段合格者
五段　令和５年３月１１日までの四段合格者
六段　令和４年度【佐賀】特別教員臨時中央審査会までの五段合格者
錬士　令和４年度【佐賀】特別教員臨時中央審査会までの五段合格者
※第一次審査通過者の取扱いについては、「令和５年度中央審査会受審にあたって」
５.申込手続き（４）を参照のこと。
７．学科試験　・学科試験に代わり、課題のレポート提出とする。
・レポートは自筆で、指定様式(Ａ４版)１枚にまとめ、審査申込書とともに提出のこと。
・レポートには必ず課題を記入の上、解答すること。
・レポートの受審番号・採点欄は空欄のままとして提出のこと。
【レポート課題】
初段　１．「射法八節」を順に列挙し、「会」を説明しなさい。
２．あなたは危険防止のためにどんなことに注意していますか。
弐段　１．「三重十文字」について説明しなさい。
２．あなたが審査を受ける目的について述べなさい。
参段　１．「射法・射技の基本」を列挙し、「呼吸（息合い)」について説明しなさい。
２．「審査を受ける心構え」について述べなさい。
四段　１．「失の処理の三原則」を列記し、「甲矢筈こぼれ」の処理を説明しなさい。
２．「礼記－射義－」「射法訓」の教えの要点について述べなさい。
五段　１．「残心(残身)は射の総決算である」とはどのようなことか説明しなさい。
２．全弓連が公表している「自然・環境保護憲章」について
あなたの考えを述べなさい。
六段　１．三位一体について述べなさい。
２．介添の心得について述べなさい。
錬士　１．押引一如の原理について述べなさい。
２．弓道修練の眼目について述べなさい。
８．締 切 日　令和５年６月１２日（月）厳守　　府連締切：令和５年５月２９日（月）厳守
９．そ の 他　（１）　本連盟ホームページに掲載の「審査規程」及び「令和５年度中央審査会受審にあたって」を確認すること。
（２）　新型コロナウイルス感染防止については、各自充分に配慮の上受審すること。
・受付可能時間には制限があるので注意すること。指定時間以前の入館(入場)はできない。
・入館時に受付で「検温」を行う。平熱を超える発熱（おおむね３７度５分以上）ならびに体調不良者は入館及び受審できない。
・近郊の受審者は、自宅で着替えを済ませることが望ましい。(更衣室の三密回避のため)
・第二次審査のある種別については、休憩毎に第一次審査通過者を発表する。
合格者は後日、地連会長を通じ連絡する。従って審査終了後は速やかに退館のこと。

以上